

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められ、さらに令和元年10月1日からは、1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち、2分の1相当分が人口等に基づき市町村に交付されます。令和4年度における地方消費税交付金の歳入決算額のうち、増税に伴う分は44億4,747万円で、その使途は以下のとおりです。

目的別	主な事業の内容	一般財源額	充当した交付金の額
社会福祉・少子化対策	障害福祉サービス費、後期高齢者医療推進事業費等	37億8,150万円	11億4,561万円
	子ども医療費助成事業費、民間児童クラブ運営助成事業費等	42億2,116万円	12億7,881万円
	生活保護事業費	15億8,391万円	4億7,985万円
保険制度	各保険事業特別会計繰出金	46億 682万円	13億9,565万円
保健衛生	感染症医療療養費事業費、小児慢性特定疾病対策事業費	4億8,705万円	1億4,755万円
合 計		146億8,044万円	44億4,747万円

* 金額は各会計の千円単位を四捨五入し、万円単位としています。
そのため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。